

たかつ

高津団地五街区管理組合法人
高津団地五街区自治会
千葉県八千代市大和田新田 15
TEL 047-459-0157
営業時間 9時～16時30分

第64回通常総会速報

2025年2月22日(土)開催された通常総会の結果は次の通りです。
出席者は20名。(議決権総数 680、組合員総数 655)

議案	普通決議事項		特別決議事項		可否	
	賛成	反対	賛成	反対	可決	
第1号議案	2024年度五街区管理組合法人・五街区自治会業務報告	603	0	-	-	可決
第2号議案	2024年度五街区管理組合法人収支会計・五街区自治会収支明細報告	603	0	-	-	可決
第3号議案	2025年度五街区管理組合法人・五街区自治会事業計画案	603	0	-	-	可決
第4号議案	規約第17条(組合費等徴収方法)改正の件	-	-	579	1	可決
第5号議案	会計処理細則第9条(収入)追加改正の件	602	1	-	-	可決
第6号議案	駐車場運営細則第11条(駐車料金の支払)改正の件	602	1	-	-	可決
第7号議案	規約第7条(組合業務)追加改正の件	-	-	580	0	可決
第8号議案	規約第10条(共同施設の運営に関する業務)追加改正の件	-	-	580	0	可決
第9号議案	規約第11条(組合業務の委託等)改正の件	-	-	580	0	可決
第10号議案	規約第29条(議長)・34条(書面による議決権行使)35条(代理人による議決権行使)追加改正の件	-	-	580	0	可決
第11号議案	規約第42条(役員被選任資格)改正の件	-	-	579	1	可決
第12号議案	管理組合役員細則制定の件	-	-	579	1	可決
第13号議案	組合員等名簿・長期不在届出義務細則追加の件	603	0	-	-	可決
第14号議案	相続に関する細則制定の件	602	1	-	-	可決
第15号議案	自治会会則制定の件	602	1	-	-	可決
第16号議案	実費弁償細則値下げ改定の件	601	2	-	-	可決
第17号議案	中長期修繕計画・資金計画見直しの件	603	0	-	-	可決
第18号議案	2025年度五街区管理組合法人・五街区自治会予算案の件	603	0	-	-	可決

議決権行使書・委任状提出 603名 未提出 77名

管理組合といたしましては、全戸ご提出いただき皆さまのご意見を反映できればと思います。

【2025年度役員名簿(職務分掌)】

第64回総会後の理事会において、理事長に選任されました白坂です。

昭和47年に入居した私たちの五街区団地は、半世紀を迎えこれまで皆様のご協力によって、安心・安全な場所として運営してきました。

これから先、更に住みよい場所を次世代へと引き継いでいくことが、私たちの大切な役割だと考えています。高齢化に対応した支え合いの仕組みづくり、計画的な修繕、そして若い世代に魅力ある団地づくりを進めていくことで五街区が「これからも住み続けたい場所」となるように皆様とともに考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

理事長 白坂 治司

役職	(職務分掌)	氏名
理事長	(総括)	白坂 治司
副理事長	(建築)	望月 利男
副理事長	(総務)	小野 昭信
理事	(財務)	坂出 正
理事	(施設)	並木 照次
理事	(企画・園芸)	小野 さおり
理事	(広報)	東 香織
監事		飯田 照美

【階段連絡員会開催】

新年度第1回階段連絡員会を次のとおり開催します。

新しい階段連絡員の方は、ご出席下さい。

日時 3月8日(土)午後13時00分より約1時間

場所 五街区集会室

議題 役員紹介、事業計画説明、その他

【テニス講習会】

～体力増進・仲間づくりに～

日時: 3月9日(日) 午前10時00分～12時00分

場所: 集会場前スポーツ施設(テニスコート)

◇初めての方も経験のある方も歓迎します。

◇テニスシューズはご用意ください。

◇申込連絡先 白坂 047-450-0093



火災共済契約更新受付

日 時 4月8日(火曜日) 午前11時～午後3時
4月9日(水曜日) 午後4時～午後6時

場 所 高津団地五街区集会室(大)

初めて加入される方は、掛金の他に『出資金 100円』が必要となります。保障内容・保険料についてなど担当者へ直接ご相談いただけるので安心してご加入・更新のお手続きを行っていただけます。

管理組合が加入している火災保険は【住宅共有部分】が対象となっており【専有部分】は対象ではありませんので専有部分の火災被害・漏水被害などの補償を受けるためには、火災保険もしくは火災共済へのご加入が必要です。

五街区では、漏水事故被害にも対応できる

『こくみん共済Coop 住まいる共済』へのご加入を奨励しています。手ごろな掛金で備えることができると共に損害の査定に担当者が調査を行うなど、より客観的な判断が可能となり、皆様のご負担を軽減してくれます。

近年、住戸内での漏水事故が増えております。階下へ漏水してしまった場合は、階下の方へ迷惑をかけるだけでなく壁や天井などの補修費・家財に対しても損害賠償責任を負わなければなりません。

また、漏水被害を受けた際も保障されます。安心して生活するため、万一の時に備えた補償を準備すること、お勧めいたします。



5 街 区

【支障木・危険木】

敷地内支障木・危険木の剪定3/21～3/27、伐採4/14～4/17に行う予定です。

【ゴミの捨て方】

決められた日にごみ出しをするようにお願いします。その他、出したごみに黄色いシールが貼付され、収集されなかった場合、ごみを出された方が持ち帰り、次回の収集日に正しい出し方でごみを出すようにしてください。

カラスに荒らされるので、ごみはごみ置場の奥に入れて必ずネットをかけてください。

3/20(木) 春分の日是不燃・有害ごみの収集はありません。

=ごみカレンダー=

「指定ごみ袋でゴミ出し」

◇可燃ごみ(月・水・金) 休日中止

※月曜は休日でも収集があります。

◇有害・不燃ごみ(第1・3木曜)休日中止

◇資源物

紙・布・紙パック(毎土曜) 休日中止

缶・びん・ペットボトル(毎火曜) 休日中止

◇粗大ゴミ

粗大ごみ受付専用電話 (047-483-4506)

八千代市役所クリーン推進 (047-483-1151)

清掃センター (047-483-4521)

※「指定ゴミ袋」「八千代市粗大ごみ処理券」事務所で購入できます。

区分 月	指 定 ごみ袋			資 源 物	
	可 燃 ゴ ミ	有 害 ゴ ミ	不 燃 ゴ ミ	び ん ・ 缶 ・ ペ ット ボ トル	紙 ・ 布 ・ 紙 パ ッ ク
3	月		6		
4	水	3、17		火	土
5	金	1、15			